

日本入国に当たっての注意事項（必ず御一読ください）

新型コロナウイルス感染症について、依然として、各国において感染が拡大しており、在留資格認定証明書の交付を受けた方であっても、滞在中の国・地域の入国制限措置が解除されていない場合は、特段の事情があるものと認められるときを除き、日本への入国（上陸）が認められない状況にあります。

そのため、在留資格認定証明書の有効期間については、通常「3か月」とされていますが、現下の状況に鑑み、以下のとおり取り扱うこととしました。

- ・ 2019年10月1日から同年12月31日までに作成された在留資格認定証明書については、2021年4月30日まで有効なものとみなします。
- ・ 2020年1月1日から2021年1月30日までに作成された在留資格認定証明書については、2021年7月31日まで有効なものとみなします。
- ・ 2021年1月31日以降に作成された在留資格認定証明書

については、作成日から「6か月間」有効なもののみなします。

※ この取扱いの変更については、出入国在留管理庁ホームページ（<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>）で御案内しますので、御確認ください。

※ 在留資格認定証明書が交付された後、当該外国人の招聘を取りやめることとなった場合や上記取扱いを踏まえても、なお、当該外国人の招聘について、再度、在留資格認定証明書交付申請を行うような場合には、当該外国人の身分事項及び申請番号等を記載した文書（様式任意）を、在留資格認定証明書の交付を受けた地方出入国在留管理局宛（注）に提出願います。

その際、可能であれば、交付済みの在留資格認定証明書も併せて提出願います。

なお、提出は来庁されることなく郵送でも可能です。郵送される場合には、封書に申請番号を記載願います。

（注）オンラインでの手続により受領した在留資格認定証明書については、下記の宛先に郵送にて返送してください。

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局在留管理情報部門オンライン申請手続班（おだいば分室内）